

妊婦のための支援給付事業のご案内

令和7年4月1日から、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と、児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。村では、「妊婦のための支援給付」として、妊娠時と出産後の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。

妊婦のための支援給付

【対象者】 榛東村に住民登録があり、令和7年4月以降に妊娠している方

※これから妊娠届を提出される方も含みます。

【支給時期】 原則、面談実施後に申請書をお渡しします。

◎1回目の給付（妊婦1人当たり5万円） 妊娠届出時の面談後

◎2回目の給付（胎児1人当たり5万円） 赤ちゃん訪問の面談後

※妊娠8か月頃の電話連絡後に2回目の給付を希望することもできます。

【支給方法】 申請書に記載の口座へ振込

※申請者は妊婦さんに限ります。また、口座名義は申請者のものに限ります。



～妊婦等包括相談支援（妊娠期から出産・子育てまで一貫して寄り添い様々なニーズに即した支援）をセットで実施します～

妊婦等包括相談支援

妊娠・出産・子育てについて、対面、電話での相談を行います。

【面談のタイミング】

【面談の対象者】

①妊娠届出時（保健相談センターで面談）

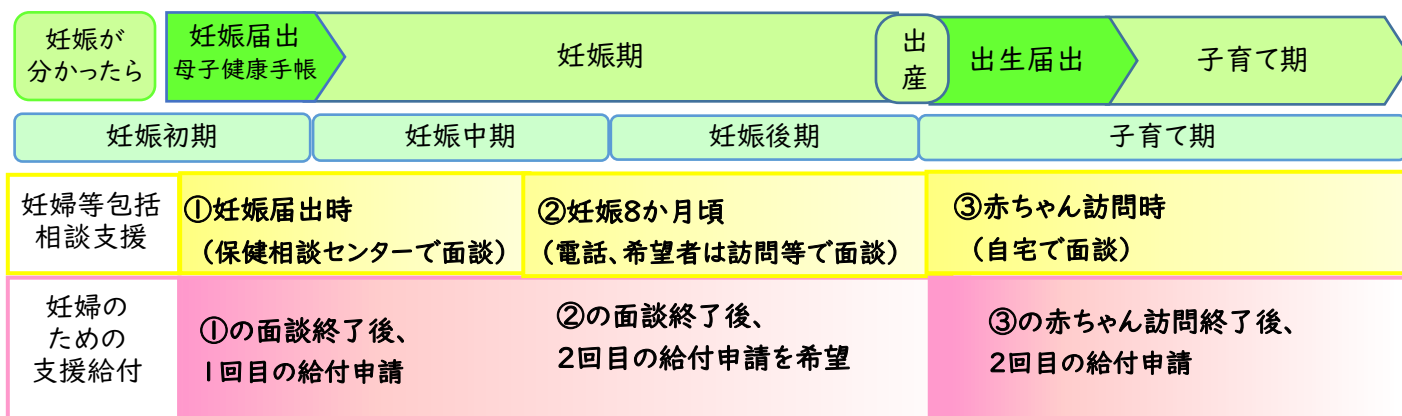
妊婦・産婦など

②妊娠8か月頃（電話連絡）

③赤ちゃん訪問時（自宅で面談）



支援の流れ



給付金の経過措置について

令和7年3月31日までに出産された方は、出産・子育て応援給付金の対象となります。

対象の方には赤ちゃん訪問時に申請書等をお渡ししますので、記入して返送してください。

令和7年4月1日以降に出産された方は、妊婦のための支援給付（2回目）の対象となります。

【問い合わせ先】 榛東村保健相談センター

電話番号：0279-70-8052（平日 午前8時30分～午後5時15分）